

平成28年第7回美幌町議会定例会会議録

平成28年12月 6日 開会

平成28年12月 8日 閉会

平成28年12月 8日 第3号

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 議案第 90号 平成28年度美幌町一般会計補正予算(第7号)について
- 日程第 3 議案第 91号 平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 4 議案第 92号 平成28年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 5 議案第 93号 平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第 6 議案第 94号 平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算(第4号)について
- 日程第 7 議案第 95号 平成28年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 8 議案第 96号 平成28年度美幌町水道事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第 9 議案第 97号 平成28年度美幌町病院事業会計補正予算(第3号)について
- 日程第10 議案第 98号 平成28年度美幌町一般会計補正予算(第8号)について
- 日程第11 意見書案第15号 国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書について
- 日程第12 意見書案第16号 国民健康保険療養費国庫負担金の調整(減額)廃止を求める意見書について
- 日程第13 意見書案第17号 「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書について
- 日程第14 意見書案第18号 「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書について
- 日程第15 意見書案第19号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 日程第16 意見書案第20号 大雨災害に関する意見書について
- 日程第17 意見書案第21号 J R北海道への経営支援を求める意見書について
- 日程第18 意見書案第22号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書について
- 日程第19 報告第 22号 定期監査報告について
- 日程第20 報告第 23号 財政援助団体監査報告について
- 日程第21 報告第 24号 例月出納検査報告について(8月~10月分)
- 日程第22 閉会中の継続調査について

○出席議員

- | | |
|----------|----------|
| 1番 高橋秀明君 | 2番 大江道男君 |
| 3番 新鞍峯雄君 | 4番 上杉晃央君 |
| 5番 稲垣淳一君 | 6番 戸澤義典君 |

7番	早瀬仁志君	8番	岡本美代子君
9番	坂田美栄子君	副議長	10番 吉住博幸君
11番	橋本博之君	12番	中嶋すみ江君
13番	古館繁夫君	議長	14番 大原昇君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長	土谷耕治君	教育委員会会長	平野浩司君
農業委員会会長	鈴木幸往君	選挙管理委員会会長	松本光伸君
監査委員	高木清君		

○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長	平井雄二君	総務部長	広島学君
民生部長	高崎利明君	経済部長	矢萩浩君
建設水道部長	小西守君	病院事務長	但馬憲司君
会計管理者	植木恒則君	事務連絡室長	中村敏文君
総務主幹	石澤憲君	電算主幹	河端勲君
まちづくり主幹	露口哲也君	政策主幹	小室秀隆君
財務主幹	小室保男君	契約財産主幹	大場正規君
税務主幹	田中三智雄君	環境生活主幹	佐々木斉君
児童支援主幹	武田孝司君	福祉主幹	遠藤明君
健康推進主幹	佐藤和恵君	社会福祉主幹	多田敏明君
農政主幹	渡辺靖行君	耕地林務主幹	伊成博次君
商工主幹	後藤秀人君	観光主幹	那須清二君
建設主幹	川原武志君	施設管理主幹	中沢浩喜君
建築主幹	西俊男君	水道主幹	御田順司君
病院総務主幹	遠國求君	事務連絡室次長	志賀寿君
教育部長	高木恵一君	学校教育主幹	田村圭一君
学校給食主幹	石田勇一君	社会教育主幹	荒井紀光子君
町民会館建設主幹	斉藤浩司君	スポーツ振興主幹	浅野謙司君
博物館長	鬼丸和幸君	農業委員会事務局長	酒井祐二君
選挙管理委員会事務局長	谷川明弘君		
監査委員室長			

○議会事務局出席者

事務局長	藤原豪二君	次長	橋本美典君
議事係	寺田好君		

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これから平成28年第7回美幌町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、4番上杉晃央さん、5番稲垣淳一さんを指名します。

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（藤原豪二君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎答弁の訂正

○議長（大原 昇君） 昨日の大江議員の一般質問において、町長より答弁の訂正をしたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（土谷耕治君） まずもって、お詫びと訂正を申し上げたいと、そのように思

います。昨日の一般質問中、大江議員の国民健康保険の北海道単位化の中で、(2)番目になりますけれども、国民健康保険基金の取り扱いの答弁中、「来年度の保険税の税率引き下げは難しい」とすべきところを、「引き上げは難しい」と、引き下げではなくて引き上げは難しいと発言をいたしました。このことについて、お詫びと訂正をお願いいたしたいと思っております。

◎日程第2 議案第90号

○議長（大原 昇君） 日程第2 議案第90号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（広島 学君） 議案17ページになります。

議案第90号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第7号）について、御説明を申し上げます。

平成28年度美幌町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,014万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ103億6,779万7,000円としようとするものでございます。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げます。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、第2表債務負担行為補正により御説明を申し上げます。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、第3表、地方債補正により御説明を申し上げます。

それでは、23ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、債務負担行為補正についてでございます。

避難所8施設に設置をいたしましたAEDの借上料、それからその下の図書館の新聞等の資料デジタル化業務委託料、それぞれ契約に基づき限度額の変更を行おうとするものでございます。

次に、24ページをお開きいただきたいと思います。

第3表、地方債補正についてでございます。

それぞれ限度額の変更を行おうとするものでございますが、まず農業生産基盤整備事業につきましては、国営美女地区のガイドライン分確定に伴う変更でございます。

その下の起業家支援事業につきましては、対象件数が3件から4件に増加したことに伴います増額の変更でございます。

その下の店舗リフォーム促進支援事業につきましては、起債対象外となったことに伴います全額の減額補正でございます。

その下、町道整備事業につきましては3件の工事費確定に伴います減額の変更でございます。

その下の堤内排水対策事業につきましては、新興樋門の電源設備工事費確定に伴います変更でございます。

少人数学級推進事業につきましては、期限付き教諭3名の給与確定に伴います減額の変更でございます。

一番下、学校給食施設整備事業につきましては、マイコンスライサー及び受水槽の修繕額確定によります減額の変更となります。

次に25ページでございます。

臨時財政対策債につきましては、借入額の確定に伴う変更でございます。これにより、地方債の限度額の総額を8億469万1,000円から7億6,846万2,000円に変更しようとするものでございます。

次に、歳出について御説明を申し上げますので、36ページ、37ページをお開きいただきたいと思います。

総務費、一般管理費の通信運搬費、93

万円の増につきましては、臨時福祉給付金給付事業に係る郵便料の増額でございます。

その下の消耗品費19万4,000円の増につきましては、公文書のファイリングに伴います消耗品の増でございます。

それから次、企画費の非常勤職員報酬9万円の増でございますけれども、これは行政改革推進委員会に公共施設等総合管理計画の審議追加をお願いしたことに伴います増の補正でございます。

続きまして、9目の財政調整等基金費でございます。積立金166万7,000円の増でございますけれども、まず11月1日に東1条南4丁目の大谷重夫様より、町のために役立ててほしいと100万円の御寄附をいただいたものと、今回の補正予算での財源調整分66万7,000円の繰戻しを行うものでございます。

なお、今補正に係ります各種基金の年度末予定残高を参考資料の22ページに添付をしておりますので、御参照いただきたいと思います。

それから、防災対策事業費の中の業務等委託料、洪水ハザードマップ作成委託料30万3,000円でございますけれども、来春発行予定しております「美幌町暮らしと防災ガイドブック2017」に、洪水ハザードマップを新たに掲載するための費用でございます。

その他につきましては、執行見込み等による整理を行おうとするものでございます。

次に、39ページをお開きいただきたいと思います。

税務徴税費の業務等委託料30万3,000円の増につきましては、税条例の改正で御説明を申し上げましたグリーン化特例の延長に伴うプログラムの改修費でございます。

それから、その下の手数料17万6,000円の増につきましては、コンビニ収納の

増加に伴うものでございます。

その他につきましては、事務事業確定等による整理をしようとするものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

積立金11万7,000円の増でございますけれども、9月24日に社会医療法人恵和会様主催のチャリティーゴルフコンペ及び懇親会参加者一同様より社会福祉に役立ててほしいとの御寄附をいただいたものでございます。

その下の4万6,000円、事務事業協力報償でございますけれども、これは道の要綱が改正をされまして、民生委員活動費の1人当たり単価が5万8,200円から5万9,000円に改正されたことに伴います増額の補正でございます。

それから、5番目の経済対策臨時福祉給付金給付事業につきましては、消費税の引き上げに際しまして低所得者への負担影響を考慮し、臨時的な措置を講ずるために必要な経費について予算措置を講ずるものでございます。なお、この財源については全額国費となっております。

その中の一番下の交付金でございます。経済対策臨時福祉給付金として1人1万5,000円を支給することとなっております。対象者を4,368人と見込んでおります。支給が来年の3月末から7月末となることから、年度内で執行できない経費については繰越明許費となります。

次に、43ページをお願いしたいと思います。

介護保険特別会計負担事業費の増300万5,000円につきましては、制度改正に伴う電算システム改修費の増に伴います繰出金の増でございます。

それから障害福祉費補助金、共同生活支援事業所建設費補助金470万円の増でございますけれども、これにつきましては北海道療育園が移転改築を進める知的障害者グループホーム建設2棟について、1棟は

国・道の補助対象となりましたけれども、1棟は自己資金での建設となったところでございます。

平成10年から平成15年までに、知的障害者のための施設整備についての寄附金が5件、450万円ございまして、その運用益も含めまして470万円を寄附者の趣旨に沿いまして今回補助金として支出をするものでございます。

それから、児童福祉総務費の負担金、子どものための教育・保育給付費負担金1,816万6,000円の増でございますけれども、これは公定価格の処遇改善加算率変更による各加算単価の改定に伴います増でございます。主な内容としては、保育士の給与改善3%となっております。

それからその下、保育園費でございます。美幌保育園の教育備品、その下の東陽保育園の消耗品費と教育備品のそれぞれの増につきましては、10月23日大和山美幌支部永澤支部長様より、町立保育園の屋内遊具に役立ててほしいと30万円の御寄附があり、購入を図ろうとするものでございます。

次に、45ページをお願いしたいと思います。

予防費の業務等委託料48万6,000円の増でございますが、これにつきましては、予防接種法改正に伴いましてB型肝炎ワクチンの定期接種が開始されたことにより健康管理システムの改修費でございます。

それから一番下の保健福祉総合センター管理運営事業費の増44万7,000円につきましては、ランニングマシン、エアロバイクなどの修繕に係る増でございます。

次に、47ページをお願いしたいと思います。

農地費の団体営土地改良事業費の増、オホーツク東部広域農業水利管理協議会負担金185万3,000円の増でございますけれども、これにつきましては古梅ダム維持

管理用車両、平成8年車でございますけれども、この更新などによる美幌町の負担分としての補正でございます。なお、美幌町の負担率は39%となっております。

それから一番下の積立金387万1,000円につきましては、森林整備協定に基づく寄附金を未来への森づくり基金へ積み立てを図るものでございまして、まず8月31日に石上車輛株式会社様から223万円、10月11日に株式会社宮田建設様から2万6,000円、11月10日に社会医療法人恵和会様から99万8,506円、同じく11月10日に株式会社道央環境センター様から42万円を、また同じく11月10日に生活協同組合コープさっぽろ様から19万5,759円の寄附を受けたものでございます。

次に、49ページをお願いいたします。

商工費の商店街活性化促進事業費の増、補助金、起業家支援事業補助金200万円の増でございますけれども、当初予定をしておりました3件から4件、1件増加が見込まれることから、その1件分について追加を行うものでございます。

それから下の道路橋梁新設改良費、駒生川関連農道橋実施設計委託料1,410万円の減でございますけれども、これにつきましては、事業主体であります北海道の事業未実施によります減額の補正でございます。

次に、51ページをお願いいたします。

一番上の第15号道路整備工事564万7,000円の減でございますけれども、これにつきましては、当初予算と比べまして設計金額の減による減額の補正でございます。

その他については、執行残及び事業費確定による整理を行うものでございます。

次に、53ページをお願いいたします。

53ページ、5目の図書館費でございます。図書館活動促進事業費の増の消耗品費130万円の増でございますけれども、こ

れにつきましては、8月28日に滝上町にお住まいの谷静樹様から100万円を、9月30日にふるさと寄附金の納付者から30万円の御寄附をいただいたことにより図書購入を図ろうとするものでございます。

続きまして、55ページをお願いいたします。

スポーツ推進事業費の増、補助金、全国、全道競技大会選手派遣補助金27万7,000円の増につきましては、本町在住者が12月にペタンク世界選手権に1名、またラグビージュニア選手権北海道選抜に中学生2名が出場することによります増額の補正でございます。

続きまして、57ページになります。

職員給与費、その他手当119万4,000円の増でございますけれども、これにつきましては、臨時福祉給付金給付事業の実施に伴います時間外手当の増でございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、30、31ページにお戻りいただきたいと思っております。

歳入の地方特例交付金の113万円の増につきましては、交付額確定による増額でございます。

次に、14款の国庫支出金でございます。児童福祉費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金の増789万7,000円、それからこのページの一番下の道支出金の児童福祉費負担金の526万7,000円につきましては、先ほど御説明いたしました公定価格の処遇改善加算率変更に伴いますそれぞれ国庫分、それから道分の負担の金額増加でございます。

それから戻りまして、国庫補助金の民生費でございます。社会福祉費補助金の経済対策臨時福祉給付金給付事務費補助金799万2,000円と、その下の給付事業費補助金につきましては、先ほど説明いたしました消費税の引き上げに伴う低所得者への措置を講じるための国庫補助金でございま

す。

続きまして、33ページをお開きいただきたいと思ひます。

道路橋梁費負担金1,410万円の減につきましては、歳出で御説明申し上げました事業主体である北海道の事業未実施によります減額でございます。

それから、財産収入の不用物品売払代の増46万3,000円につきましては、中型バス売払による増でございます。

それから、17款の寄附金でございます。一般寄附金の増109万3,000円でございますけれども、これは9月20日、第4回アルバトロス杯チャリティーゴルフ大会参加者御一同様から、災害対策に役立ててほしいと9万3,000円を、また11月1日に大谷重夫様より100万円の御寄附をいただいたものでございます。

それから、その下の社会福祉費寄附金の増、林業費寄附金の増、図書費寄附金の増につきましては、歳出で御説明を申し上げたとおりでございます。

一番下の福祉基金繰入金の増294万9,000円でございますけれども、これは緊急通報装置更新事業費確定によります減額で175万1,000円の減、それと、先ほど御説明を申し上げました北海道療育園の障害者グループホーム建設費補助金470万円の差額分でございます。

次に、35ページをお願いしたいと思います。

雑入の物品等売払の増73万5,000円でございますけれども、これにつきましては、再商品合理化拠出金、リサイクル協会からの増でございます。

それから21款の町債につきましては、地方債の補正で御説明を申し上げましたとおりでございます。

以上、御説明を申し上げます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

13番古館繁夫さん。

○13番（古館繁夫君） 皆さん、たくさんあるのではないかと思うので、先に私から。

議案書では43ページの障害者福祉事業の470万円を補助金として出し、療育園の共同生活を2棟建てるということで、部長の説明は1棟分だけしか認められなかったというように聞こえたのですが、以前からあそこには、木造で男性用と女性用とで1棟ずつ建てるというのは最初から織り込み済みな話であって、補助する側は国や道ですから、自治体が何を言っても届かない部分があるかもしれませんが、どうしてそのような経緯になったのかということと、御説明がありましたように470万円というのは、100万円の方が4人、50万円の方が1人、利息が20万円、違うでしょうか。ということは、美幌町はこういう障害のある方や自立をされようとする方々に対する支援について、もっとお手伝い、応援をしてもいいのではないかと感じている一人なのですが、きょうは一般会計の補正ということで、そこまで尋ねることではないのでありますけれども、その辺の考え方も含めてお話しいただければと思います。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（平井雄二君） ただいまの古館議員のグループホームに関する御質疑でございます。

まず1点目の補助の採択の関係だと思ひます。これは御承知かどうかわかりませんが、厚生労働省におけるこの事業の予算と、実際に全国各地域からこの施設整備への予算要望の間には相当な乖離があります。要望は毎年相当あるにもかかわらず、残念ながら財政的な面で厚生労働省の予算はふえていないというのが現実で、実際には前の年に不採択になった分の要望と、我が町のように新規に応募があつたと、そういったものでどんどん乖離が膨らんでいるというような

状況です。今回なぜ2棟から1棟しか採択にならなかったのかという背景は、今言ったようなことでありまして、片方は補助の対象にならなくて、片方は補助でいいでしょうということではなくて、あくまでも予算枠がないので、どちらかという建設費の高いほうを補助対象にしたと。補助率は、国は2分の1以内ということなので、予算の関係上、相当下がっての補助の内定になってしまったということで、先ほど総務部長から提案の説明をしたように、今回は非常に補助金が少なくなったということと、もう一つは、以前に将来の知的障害者のグループホーム、住まいの施設整備のために御寄附をいただいてあったものを、町で基金化をしておりましたので、それを今回使わせていただいて、少しでも負担軽減を図ろうとするものです。この負担軽減をすることによって、最終的には入所者の家賃が軽減されることになってまいりますので、法人の負担が軽くなるということではなくて、あくまでも入所者の家賃が軽減されるということでは、ぜひ今回これを使うことがベストではないかということで、今回活用するというので決めたわけでありませう。

それからもう1点の、町はもっと支援をしていいのではないかにつきましては、いろいろ御意見はあろうかと思ひますし、9月だったでしょうか、議会の中でも、こういった類いのものに対しての町の支援の今後のあり方というような御質問もあったかと思ひますが、今までは他の精神のグループホームもそうですけれども、町の遊休の土地があれば、そういった土地を無償なりで貸与する。あるいは、今回はたまたま上屋があったので、上屋との解体費用を比較して、土地については結果論としては無償ということでお譲りをして、そこに建てていただくということで、それ以上の支援策というのは、今回は講じなかったわけでありませうが、たまたま以前に個人等から御寄

付があったので、まずはこれを使って、そして土地については町の遊休の土地を活用していただくと、法人の方もありがたいということで、今回施設整備に至ったということでありませう。

もう一つ言わせていただければ、この知的グループホームが現在地に建った経緯、これは当時議員でいらっしゃった方は御承知のとおりだと思いますが、国立美幌療育所の民間移譲という背景の中で、知的グループホームはそのときまでは、美幌町には存在をいたしておりませんでした。知的障害者の方からは、特に将来にわたって、保護者の方も高齢化をしてきて、子供たちが独立していくために非常に不安であることから、何とか独立して生活ができるグループホームが欲しいという中で、町としてグループホームをつくって運用するということはなかなか難しいということで、障害の専門施設である北海道療育園が、重症の施設を受けるに当たっては、そこがバックアップ施設になり得るので、そのときに町からお願いをいたしまして、福祉ランド構想の中に知的障害者グループホームをぜひつくっていただきたいと。特に施設整備については、たまたま古い施設でありましたけれども職員の宿舎がございましたので、当面はそれを改修することによって活用できるということで、4名、4名の8名のグループホームが美幌町で初めて誕生したわけでありませう。その経緯からいって、その当時の考え方としては、美幌町で初めてつくるに当たって、美幌町からお願いをしてつくったという背景もあったので、金額的にも新設ではなくて、改修で済んだということもありまして、当時の改修費については全額町が北海道療育園に補助をして改修して設置していただいたということでありませうが、土地については、国から低額な地代金で、特措法の中で9割引で受けられたという背景もありましたので、非常に実現しやすかったということでありませう。今回に

については移転改築ということで、まずは土地の問題ということもありまして、土地を買うということになりますと相当な金額になりますので、町も候補地を何点か御紹介した中で、ここが大型スーパーも近くに張りつきましたので、生活上非常に障害者にとっては便利な場所であるということでありましたので、町も解体費用を含めた中で、無償で譲渡したいということで議決をいただきながら、今回に至ったということでもありますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（大原 昇君） 13番古館繁夫さん。

○13番（古館繁夫君） 副町長から今までの長い経過も含めて説明があり、よく理解いたしました。町がいろいろと側面から支援をしていただいているということはよく理解いたしました。ぜひ雪解け、または平成29年度中に立派なものができるのだろうと想像します。あの周りは確か測量をして、町道ということで整備を進めていくのだろうと思いますので、きょうの補正には全く関係ありませんけれども、スムーズな環境整備を早く町として取り組んであげて、環境整備にも努めていただきたいと思います。以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） まず、23ページの債務負担行為の補正のAEDの借上料ですけれども、これは契約の結果、8カ所分ということで半額以下にかなり下がっているかと思いますが、下がることはよろしいかと思うのですが、当初計上した時点で、これまで公共施設に同じように借り入れしたときの単価で、なぜこんなに大幅に下がったのか、そういったことがもしわかればお教えてください。

次に、31ページの町民会館使用料の減ということで40万円が計上されておしま

すけれども、これは、びほーるは皆さん御存じのように稼働率が大変高いと聞いておりますけれども、びほーる分ではなくて、町民会館の今取り壊したところの使用料の積算の見込みで下がったのか、その辺の内訳をお知らせください。

それから、49ページの起業家支援事業補助金、当初の3件から1件の追加の希望があるので増額したいということで、当初の3件の交付決定した事業の内容、並びに追加の申請をしている事業がどういう内容なのかについて、お知らせいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（石澤 憲君） まず、債務負担行為の補正について御説明させていただきます。

金額の違いについてのお尋ねですが、従来8施設は原課で契約をして、それぞれAEDを設置しておりましたが、このたび総務部の防災担当で一括して8施設分を7月29日に契約をして、8月1日から5年間ということで導入をしております。そういった関係で、当初の見込みから実際の契約の段階で金額が大幅に下がったということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 31ページの町民会館使用料の件について御説明申し上げます。

今建てかえを行っております町民会館については、6月から使用をしない方針でございましたので、ほとんど収入は見込まれておりません。その中でびほーる分の使用に当たっては、稼働率が高いのでありますけれども、文化連盟加盟の各団体の利用が多く、減免団体が多いということで今回40万円の減額をさせていただいたところでございます。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 49ページの起業家支援の関係でございますが、本年度

当初予算で3件計上しておりました。その中で、まず1件目が平成28年9月に宇美富で家具の製造販売であります。2件目が、平成28年10月に宇新町においてアクセサリーの製造販売、そして3件目が、12月に開業予定の東1条北2丁目で飲食店・焼き肉店に対して助成を決定しております。そして、今回補正で計上させていただいているのが、年度中3月までにオープンを予定しておりますパンの製造販売となっております。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 除細動器の一括契約になったことで下がったというように了解をいたしました。ちなみに、各施設で多分同じものを入れていると思うのですが、1台当たりの5年リース契約は幾らなのかをお知らせください。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（石澤 憲君） 5年の契約金額で、111万6,000円で、2年目以降の単年度の支出金額が8施設で年間22万3,000円でございます。

○議長（大原 昇君） 4番上杉晃央さん。

○4番（上杉晃央君） 私は、町民会館は稼働率が高いということで、町民会館は当初解体予定でしたから、その間の利用実績が下がって落ちているのかなという理解でしたが、そうすると、こういう状況は、今ここで議論することではないのですが、来年度の予算の積算上はかなり影響を受けてくるというように理解していいですか。その使用実態がいわゆる文化連盟関係なのですね。

料金が軽減される団体の利用が多くなると、通常ベースで見ているものより、かなり今後下がってくる可能性が高いという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） びほーるの利

用につきましては、どちらかという文化連盟加盟団体の利用が多いということで、収入的には多くはないという見込みであります。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 大きな意味で2点お聞きしますが、その一つ目、33ページの立木売払収入についてです。例えば、何立米を見込んでその買い取り価格が石積というか立米と言っていいか、それぞれ使い方があるのですが、最初の見積もりは、思ったより容積があってこのように伸びたなどという説明を、もう少し丁寧に教えていただけないでしょうか。

次、53ページの図書館の関係の消耗品費130万円。1万円以下の本は消耗品扱いということで承知はしているのですが、今の図書館は、私は狭隘すぎていて、せっかく買われた本をうまく町民に読んでいただきたいという趣旨からいったら、ひっかけもあるのですが、どういう形で——毎年毎年良い本を買われていますが、閲覧に供するという意味においては、場所的にもう限度ではないか。そこら辺のことも含めて、本棚を高く積み上げればいいというものではないと思うのです。手の届く範囲内、それは背丈、手の届く範囲内で小さな子もいる中で、昨今は本棚も低くしましょーと、災害があったときに倒れたら困ります。それに埋もれるということもありますという中では、毎年毎年ありがたいことではありますが、蔵書がふえています。一つはどのような形で今後閲覧に供していくのか。それから、はたまたもう限度なのか。蔵書が限度というのではなくて、場所という意味で限度なのか。そこら辺の考えをお聞かせ願えればなど、この2点よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（矢萩 浩君） 1点目の立木売払の関係でございます。

今年の立木売却につきましては、当初皆伐で1,347立方メートルをみておりました。これが実績としまして2,779立方メートルと質材積の大幅な増によるものであります。直営の皆伐につきましては、当初448立方メートルをみておりましたが、こちらは374立方メートルということで、今回の補正の大きな原因としましては、質材積の増ということでございます。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（高木恵一君） 図書館の今の状況でありますけれども、本を置くスペースは限られており、同じでございます。新しい本は購入をさせていただいておりますけれども、同時に古くなった本を書架から下げているという状況にあります。できるだけ新しく購入した本を閲覧できるように入れますけれども、同時に古くなった本を下げている状況でありますので、全体的に置くスペースの現状は変わっていないということで、変わらない中でやっているということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 古くなった本をどけて、新しい本は十分に閲覧に供しますという説明は、言葉的には私もわかるのです。ただ申し上げたいのは、古いというのは、少なくとも本の発行年数もあるかもしれませんが、例えば、新書が出たときの5年間は閲覧できるように棚に置いときますよとか、次から次に新しい本——新しい世界の分野で技術的なものはやはりしまい込んではいけないものもあるのだろうと思うのです。はたまた、今何十万冊あるか、今ちょっと私自身が失念しておりますが、それを一時棚からどけるにしても、それを保管する、もし要望があればその本を取り出してくるというスペースも、もう満杯だろうと思うのです。毎年一定年数を超えたものは、図書館の前で1冊100円とか、もともと表示されている定価の半額とか

で売る、そういう努力はされているとは思いますが、古くなって下げたものにしても、もうスペース的にはアウトではないかということがあるものですから、今回ひっかけも含めて、考える時期に来ているのではないか、どうでしょうか教育長。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（平野浩司君） 今回御寄附をいただいた中で、新たに本を購入したいということでもあります。今後図書館をどうするかというのは、今この補正の中での論議は避けさせていただきたいと思っています。

基本的には、利用が少ない、それから本的に古くなって利用率が少ないものについては、他の場所に下げている状況です。御質問のとおり、下げてから当然、またそれを見たいという方もいらっしゃるので、全部管理はされています。ですから、皆さんの目に付くところに置いている本というのは、やはりスペースの問題で、先ほど部長が言いましたけれど、一定の量しか置けないという状況であります。それ以外については、別な施設を借りて、そこに置かせていただいているということで、当然その希望があればリストは常に全部持っておりますので、その中で、こういう本、今表示をされていないけれど、どここの施設に預けて置いてあるので、そこからその本を持ってきてお貸しするというような状況をとっていると思います。

トータル的には、施設としての蔵書をきちんと管理するだけの許容はもう超えている状況であることは事実でございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 37ページですけども、防災対策の洪水ハザードマップの作成委託料ということで、先ほど説明がありました暮らしのための1冊というか、どの程度のものなのか、その一冊があればごみから何から全部わかるようなものなの

か、その中でハザードマップをどのように折り込んでいくのか、もう少し詳しく説明していただけたらと思います。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（石澤 憲君） 今回発行する「防災等暮らしのガイドブック」につきましては、前回、平成25年10月1日に広報と一緒に全戸に配布をさせていただいたものでございます。地図のゼンリンにつくっていただきまして、町では特に持ち出しをしなかったものでございまして、今回折り込みしようとするものが14ページでございます。14ページの中に、防災情報並びにハザードマップを折り込もうとするものでございます。

ガイドブックのページ数については今持ち合わせておりませんが、作成部数については1万1,500部を前回もつくりまして、今回も同数でつくる予定をしております、平成29年4月には全戸配布できるようなことで進めておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） ハザードマップのところだけを足すということで、30万3,000円ということなのですね。ハザードマップは、私もいつも関心を持って見ているのですが、1万1,500部を30万円で、どの程度のものが折り込めるのかなと思うのですが、水害などが多い地域も含めて結構美幌は土地が低いので、皆さんに十分理解していただけるような、せっかくの機会ですので、読みやすかったり、見やすかったりするものを心がけていただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 総務主幹。

○総務主幹（石澤 憲君） 平成25年に、既にお配りしております防災ガイドブックを独自につくっております。たまたまゼンリンが、また暮らしのガイドブックをつくるということで、それに合わせて防

災情報も取り込んで1冊にまとめようということになりました。ハザードマップ部分について、改めて地図をおこすということで、無料ということではなく、若干の経費がかかるということで今回補正をさせていただこうとするものでございます。ハザードマップ自体は新しくなりますけれども、内容的には25年に配って既に今お使いをいただいております防災ガイドブックと同様の中身で、現在の防災ガイドブックが暮らしのガイドブックと一緒にするというイメージをしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第90号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第7号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第91号

○議長（大原 昇君） 日程第3 議案第91号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長

○民生部長（高崎利明君） 議案の59ページをお開き願います。

議案第91号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、一般被保険

者高額療養費の増額及び事業の確定等に伴う補正でございます。

平成28年度美幌町の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,529万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,078万9,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、70ページ、71ページをお開き願います。

3、歳入。

1款、総務費につきましては、臨時職員退職に伴う雇用形態の変更等による社会保険料、賃金の減額でございます。

委託料につきましては、社会保障・税番号制度対応に伴う国保システムの改修費用を増額補正するものでございます。

2款、保険給付費、1項、療養諸費、1目、一般被保険者療養給付費は財源調整でございます。

2目、退職被保険者等療養給付費は実績見込みにより減額するものでございます。

その下の2項、高額療養費につきましても実績見込みにより1目、一般被保険者高額療養費を増額、2目、退職被保険者等高額療養費を減額するものでございます。

次、72ページ、73ページをお開き願います。

3款、後期高齢者支援金等、4款、前期高齢者納付金等、6款、介護納付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金の確定に伴い減額及び増額補正をするものでございます。

8款、保健事業費、健康づくり推進事業費につきましては、臨時補助員のパート雇用による社会保険料の減額、特定健康診査等事業費につきましては、健診データ集計分析システムについて、国庫補助金の交付

が得られなかったことに伴い減額するものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、66ページ、67ページをお開き願います。

2、歳入。

2款、国庫支出金、1項、国庫負担金につきましては、介護納付金及び後期高齢者医療支援金の減額に伴う療養給付費等負担金の減額及び特定健康検査等負担金の確定に伴う増額でございます。

2項、国庫補助金につきましては、健診データ集積分析システムに対する特別調整交付金の交付が得られなかったことに伴い減額するものでございます。

3款、療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金の確定に伴う減額でございます。

4款、前期高齢者交付金につきましては、交付金の確定に伴う増額補正であります。

5款、道支出金につきましても、特定健康診査等負担金確定に伴う増でございます。

8款、繰入金につきましては、今回の補正財源を国民健康保険基金に求めるもので、254万9,000円を増額するものであります。

なお、補正後の基金残高につきましては、参考資料22ページに添付させていただいておりますが、4,075万8,000円となります。

9款、繰越金につきましては、前年度繰越金449万5,000円を増額するものでございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わ

ります。

これから、議案第91号平成28年度美幌町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は11時15分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第4 議案第92号

○議長（大原 昇君） 日程第4 議案第92号平成28年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の77ページをお開き願います。

議案第92号平成28年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療広域連合市町村事務費及び保険料等負担金の確定に伴う補正でございます。

平成28年度美幌町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ185万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,490万円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、86ページ、87ページをお開き願います。

3、歳出。

2款、後期高齢者医療広域連合納付金185万1,000円の減額につきましては、平成27年度の事務費負担金の精算及び保険料分の確定に伴い減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたしますので、84ページ、85ページをお開き願います。

2、歳入。

1款、後期高齢者医療保険料につきましては、実績見込みにより特別徴収保険料を94万1,000円減額し、普通徴収保険料を490万5,000円増額するものでございます。

2款、繰入金につきましては、広域連合市町村事務費負担金の減に伴う事務費繰入金126万4,000円、保険料の軽減措置分の確定に伴う保険基盤安定繰入金524万円を減額補正するものでございます。

3款、繰越金68万9,000円につきましては、前年度繰越金の確定による補正でございます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第92号平成28年度美幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第93号

○議長（大原 昇君） 日程第5 議案第93号平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（高崎利明君） 議案の89ページをお開き願います。

議案第93号平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、平成28年度制度改正に係るシステム改修等に伴う補正でございます。

平成28年度美幌町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,952万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、98ページ、99ページをお開き願います。

3、歳出。

1款、総務費、1目、一般管理費につきましては、制度改正に係るシステム改修委託料の増額補正でございます。

その下の2目、認定調査費につきましては、社会保険料の料率改定に伴う増額補正でございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、96ページ、97ページをお開き願います。

歳入につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、御説明いたしました。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから議案第93号平成28年度美幌町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第94号

○議長（大原 昇君） 日程第6 議案第94号平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の101ページをお開き願います。

議案第94号平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

平成28年度美幌町の公共下水道特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、平成27年度発行分の起債借入利率確定に伴う公債費の減額補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ335万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,628万1,000円とするもので

あります。

第2項につきましては、事項別明細書で御説明申し上げますので、110ページ、111ページをお開き願います。

3、歳出であります。

2款、1目、公債費の償還金利子及び割引料335万1,000円の減額であります。平成27年度発行分の起債借入利率であります。1.0%で予算を組んでおりますが、0.1%の確定に伴う公債費利子の減額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、108ページ、109ページにお戻り願います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第94号平成28年度美幌町公共下水道特別会計補正予算（第4号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第95号

○議長（大原 昇君） 日程第7 議案第95号平成28年度美幌町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の113ページをお開き願います。

議案第95号平成28年度美幌町個別排

水処理特別会計補正予算（第2号）についてを御説明申し上げます。

平成28年度美幌町の個別排水処理特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

今回の補正につきましては、個別排水整備に伴う水洗便所改造資金貸付金の件数の確定及び平成27年度発行分の起債借入利率確定に伴う公債費の減額補正等を行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,932万円とするものであります。

第2項につきましては事項別明細書で御説明申し上げますので、122ページ、123ページをお開き願います。

3、歳出であります。

1目、一般管理費、貸付金34万円の減額であります。水洗便所改造等資金貸付金を当初2件見込んでいましたが、新規貸し付けがなかったことによる減額であります。

2目、公課費22万8,000円の減額についてであります。消費税及び地方消費税の税額確定による減額でございます。

次に、償還金利子及び割引料19万円の減額であります。平成27年度発行分の起債借入利率確定に伴う公債費利子の減額であります。

次に、歳入について御説明申し上げますので、120ページ、121ページをお開き願います。

以上、御説明申し上げましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから議案第95号平成28年度美幌

町個別排水処理特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第96号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第96号平成28年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（小西 守君） 議案の124ページをお開き願います。

議案第96号平成28年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを御説明申し上げます。

総則。

第1条、平成28年度美幌町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによる。

今回の補正につきましては、業務委託並びに水道施設整備事業費の確定による減額補正をさせていただこうとするものであります。

収益的支出の補正、第2条及び資本的収入及び支出の補正、第3条につきましては、補正予算実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

企業債の補正。

第4条、予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

水道施設整備事業の限度額2,860万円を工事費の確定に伴い180万円を減額しまして、2,680万円とするものであります。

126ページ、127ページをお開き願います。

補正予算実施計画書及び説明書の収益的支出であります。

営業費用、総係費の委託料、水道施設耐震診断調査委託料60万2,000円の減額は、事業費の確定によるものであります。

次に、営業外費用、支払利息の企業債償還利息137万2,000円の減額は、平成27年度発行の企業債借入利率の確定に伴う利息支払額の減額であります。

次に、128ページ、129ページをお開き願います。

資本的収入、企業債、水道施設整備事業180万円の減額は、日並浄水場の流量計整備及び高区加圧ポンプ場外柵整備工事を含めた4件の工事請負金額の確定、執行残による減額であります。

次に、130ページ、131ページをお開き願います。

資本的支出であります。

建設改良費の工事請負費、水道施設整備事業178万3,000円の減額は、先ほど歳入で御説明させていただいた内容と同様であります。

以上、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから議案第96号平成28年度美幌町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第97号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第97号平成28年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。
病院事務長。

○病院事務長（但馬憲司君） 議案139ページをお開き願います。

議案第97号平成28年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、職員退職手当組合への事前納付金の精算及び行政報告をしております1月採用の呼吸器内科医師の紹介手数料、診療に関わります薬品費、検査・読影業務委託料などの経費について増額補正を行おうとするものでございます。

第1条、平成28年度美幌町の病院事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の補正につきましては、実施計画書及び説明書で御説明申し上げます。

第3条、たな卸資産購入限度額の補正につきましては、薬品費の執行見込みから、たな卸資産の購入限度額2億4,228万円を2億4,378万円に改めるものでございます。

140、141ページをお開き願います。

収益的収入のうち、その他医業収益の補正であります。その他医業収益の退職手当組合負担金精算還付金は、平成25年度から平成27年度までの3カ年に納付した事前納付金の総額が必要な追加負担金総額を上回ったことから、精算還付金として752万円を計上するものでございます。

続きまして142、143ページをお開き願います。

収益的支出の補正でございます。

医業費用のうち、法定福利費の退職手当組合負担金精算金988万6,000円の減額補正は、退職手当組合事前納付金の精算に伴い追加負担金の減額補正を行うものでございます。

薬品費の血液・試薬等薬品費は、泌尿器科の手術の実施に伴い輸血用の血液製剤の使用が増加していることから、200万円を増額するものでございます。

旅費交通費の特別旅費は、1月採用の呼吸器内科医師の赴任旅費として13万8,000円を増額するものでございます。

消耗品費の診療用消耗品類等は、診療件数の増加に伴い診療及び検査に必要な記録用紙・検体ラベル・感染防止対策用の除菌タオルなどの使用数量が増加していることから、280万円を増額するものでございます。

修繕費350万円を増額補正であります。診療用機器及び施設器具の老朽化による修繕対応のため、それぞれ記載のとおり増額補正するものでございます。

委託料の臨床検査・CT読影業務委託料は、外部に委託している精密検査の項目及びCT読影件数が増加していることから、610万円を増額補正をするものでございます。

手数料の医師・看護師紹介手数料680万7,000円は、1月採用の呼吸器内科医師の紹介手数料として、想定年収の25%を計上するものでございます。

通信運搬費の電話料につきましては、医療機器などのリモートメンテナンス回線の設置に伴います回線使用料などの増額補正を行うものでございます。

以上、御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めま

す。

これから議案第97号平成28年度美幌町病院事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から、追加提出案件の概要説明をしたいとの申し出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（土谷耕治君） 本定例会に追加して御提案いたします、議案第98号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第8号）について御説明を申し上げます。

追加する内容といたしましては、スポーツセンター管理棟給湯ボイラー排気煙突の断熱材剥離に係る対応経費として284万円、公共施設等煙突用断熱材アスベスト診断調査業務委託料として171万1,000円、以上の2件を追加しようとするものでございます。

細部につきましては、担当部長より御説明申し上げますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

◎日程第10 議案第98号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第98号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（広島 学君） それでは、議案第98号について御説明をさせていただきます。

平成28年度美幌町一般会計補正予算

（第8号）でございます。

平成28年度美幌町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ455万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ103億7,234万8,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明を申し上げますので、13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出について御説明を申し上げます。

総務費、財産管理費の委託料でございます。煙突用断熱材アスベスト診断調査業務委託料171万1,000円でございます。

これにつきましては、スポーツセンター管理棟の給湯ボイラーの煙突から剥離があったことを受けて、公共施設の煙突用断熱材を12月1日から6日にかけて目視点検を行ったところでございます。煙突内部の剥離は見られなかったのですが、アスベスト含有の疑いがある施設があることから、アスベスト診断を行うための委託料でございます。

対象施設としては、美幌小学校が2本、旭小学校が2本、東陽小学校が3本、あさひ体育センターと博物館が各1本で、計5施設、煙突9本分でございます。

なお、目視点検の中で既に使用していないもの、また老朽化の著しい煙突については、利用者の安全の確保を図るため各施設の現行予算において、排出口の閉鎖を行う予定でございます。

次に10款、教育費の体育施設費、屋内体育施設維持管理事業費でございます。

スポーツセンターの煙突内剥離に係る対応を図るための経費でございます。

まず修繕料192万3,000円につきましては、給湯ボイラーの使用を中止したことから調理室及びシャワー室への給湯を行うため、平成11年に設置をしております既設ボイラーからFF式の給湯ボイラーへ

の更新を図るものでございます。ボイラー及び設置経費、既設ボイラーの撤去等を行うための経費として192万3,000円の計上でございます。

次に、業務委託料91万7,000円のうち、管理棟気中濃度測定委託料6万3,000円につきましては、煙突内部の断熱材にアスベストが含まれていたことから、ボイラー室内のアスベスト粉じん濃度の測定を行うための委託料の経費でございます。

その下の管理棟排気煙突閉鎖委託料85万4,000円につきましては、排気煙突を閉鎖するための経費でございます。煙突の高さが21メートルあることから、空中車を利用しての作業を予定しているところでございます。

次に、11ページにお戻りをいただきたいと思っております。

歳入についてでございますけれども、財政調整基金繰入金の増455万1,000円、今回の補正に係る財源を財政調整基金に求めるものでございます。なお、今補正後の年度末基金予定残高については、14億2,017万1,000円となる見込みでございます。

以上、御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番中嶋すみ江さん。

○12番（中嶋すみ江君） 基金に関連しましてお伺いたします。

ふるさと基金の状況であります。これを目的別に11月……

○議長（大原 昇君） 中嶋さん、今アスベストの関係で説明があったので……

（「もう少し聞いて」と発言する者あり）

○12番（中嶋すみ江君） ふるさと基金の状況を目的別にお伺いしたいと思っております。基金に関連いたしまして。

平成28年11月現在で、ふるさと寄附の目的別状況をお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 中嶋さん、これは議題と違いますので、削除させていただきたいと思っております。（「残高を減らしたから、減らしたら困るなどと思って聞いたもの」と発言する者あり）

ほかに質疑はありませんか。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） アスベストなのですけれども、私はそんなに詳しくはないのですけれども、これを委託するのも委託先は町内とか管内なのか、それとも例えば、これを取り除くというときに、業者は、結構忙しかったりして、大変だということなのですけれども、この管内で手当てできるものなのでしょうか。管内というか町内も含めて。

すぐアスベストを除去する対策をとれる事業所はあるのか、そういうところを詳しく聞かせていただきたいと思っております。

○議長（大原 昇君） 契約財産主幹。

○契約財産主幹（大場正規君） 今の撤去の関係ですけれども、岡本議員がお尋ねのように、かなり業者は込み入っていると伺っております。基本的には、日本アスベスト調査診断協会に登録された者ということで、石綿含有建材調査の講習等を修了した者が行うことになっております。それで、近隣で申しますと、北見に2社、そういう調査が可能ということでお伺いしております。ただ、件数が今どれだけあるというのが、こちらでも把握しておりませんが、なるべく今回、議決いただいたら速やかに発注行為等を行いたいと思っております。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第98号平成28年度美幌町一般会計補正予算（第8号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第15号

○議長（大原 昇君） 日程第11 意見書案第15号国による子ども医療費無料制度の創設を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第12 意見書案第16号

○議長（大原 昇君） 日程第12 意見書案第16号国民健康保険療養費国庫負担

金の調整（減額）廃止を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第13 意見書案第17号

○議長（大原 昇君） 日程第13 意見書案第17号「高額療養費」「後期高齢者の窓口負担」の見直しにあたり、現行制度の継続を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第14 意見書案第18号

○議長（大原 昇君） 日程第14 意見書案第18号「全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律」の早期制定を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま

す。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第15 意見書案第19号

○議長（大原 昇君） 日程第15 意見書案第19号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、本意見書案について直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第16 意見書案第20号

○議長（大原 昇君） 日程第16 意見書案第20号大雨災害に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第17 意見書案第21号

○議長（大原 昇君） 日程第17 意見書案第21号J R北海道への経営支援を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから、本意見書案について直ちに採決します。

お諮りします。

本意見書案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第18 意見書案第22号

○議長（大原 昇君） 日程第18 意見書案第22号安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

◎日程第19 報告第22号

○議長（大原 昇君） 日程第19 報告第22号定期監査報告について。

お手元に配付しているとおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることが

あれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第22号定期監査報告についてはこれで終わります。

◎日程第20 報告第23号

○議長（大原 昇君） 日程第20 報告第23号財政援助団体監査報告について。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第23号財政援助団体監査報告については、これで終わります。

◎日程第21 報告第24号

○議長（大原 昇君） 日程第21 報告第24号例月出納検査報告について（8月～10月分）。

お手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第24号例月出納検査報告について（8月～10月分）は、これで終わります。

◎日程第22 閉会中の継続調査
について

○議長（大原 昇君） 日程第22 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した印刷物のおおり申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のおおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のおおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、平成28年第7回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時56分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員